

社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）が独立性を有するために、以下の基準を定め、各項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していないと判断する。

1. 当社および関係会社（以下、「当社グループ」という）の出身者

出身者とは、当社グループの取締役、執行役員、その他の職員・従業員（以下、「業務執行者」という）で現在ある者、または過去10年以内にそうであった者のことをいう。

2. 当社の大株主

大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者もしくはその業務執行者のことをいう。

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

(1) 当社グループの主要な取引先

主要な取引先とは、当社グループとの取引額が、過去3事業年度のいずれかにおいて連結売上高の2%を超える取引先のことをいう。

(2) 当社グループの主要な借入先

主要な借入先とは、当社グループが借入をしている金融機関であって、その借入残高が、過去3事業年度のいずれかにおいて連結総資産の2%を超える借入先のことをいう。

(3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を直接または間接的に保有する企業等

(4) 当社グループを主要な取引先とする企業等

当社グループを主要な取引先とするとは、当社グループとの取引額が、過去3事業年度のいずれかにおいて当該企業等の売上高の2%を超える企業等のことをいう。

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

5. 当社グループから多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）

多額の金銭その他の財産とは、当社グループから役員報酬以外に、その価額の合計が過去3事業年度のいずれかにおいて1千万円以上のものをいう。

6. 当社グループから年間1千万円以上の寄付を受けている者

7. 社外役員の相互就任の関係にある他の会社の業務執行者

相互就任の関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員に就いている会社から、当社に社外役員を迎え入れることをいう。

8. 近親者が上記1から7までのいずれか（4項、5項を除き、重要な者に限る）に該当する者

近親者とは、配偶者および二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。また重要な者とは、取締役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. 前各項の定めにかかわらず、その他重大な利益相反や独立性を害するような事由が存在すると認められる者